

小郡市監査委員公表第24号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

令和5年11月29日

小郡市監査委員 高山 晃
小郡市監査委員 佐々木 益雄

定期監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、定期監査を小郡市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を提出します。

記

第1 監査の概要

- 1 実施期間 令和5年10月16日から令和5年11月10日まで
- 2 監査対象 教育部 教育総務課
- 3 監査範囲 令和5年4月1日から令和5年8月31日までに執行された財務に関する事務及び一般事務
- 4 着眼点 財務に関する事務の執行及び一般事務が、関係法令に則り、適正かつ効率的に行われているかを主眼とした。
また、過去における指摘等のリスクが高いことから、重点項目として、契約事務が適正に行われているかを点検し、監査を行った。
- 5 監査方法 監査対象課等に事前に関係書類等の提出を求め、提出された関係書類等に基づいて検査照合するとともに、関係職員からの説明を聴取し、必要に応じ実査を行った。

第2 監査の結果

財務に関する事務の執行及び一般事務は、おおむね適正に執行されていると認められた。

しかしながら、その一部において注意、改善を要する事項が見受けられた。これについては適切な措置を講じるよう要望する。

なお、軽微な事項については、速やかに改善を図り、次回に同様の事項が発生しないよう、監査委員事務局より監査対象課に対して指導した。

1 監査委員指摘事項（改善が必要であると認められるもの）

（1）行政財産の目的外使用許可について適正な事務処理を求めるもの

使用期間が令和5年4月1日から令和6年3月31日の行政財産の目的外使用について、令和5年2月1日、2月14日、3月22日及び3月23日付で行政財産使用許可書を交付していた。

一会計年度における一切の収入及び支出は、すべてこれを歳入歳出予算に編成し、各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない。また、随時の収入で納入の通知を発するものは、原因の発生したときに調定しなければならない。当該年度の歳入歳出予算に見合う時期である令和5年4月1日に、行政財産使用許可書を交付し、調定を行われたい。

（2）緊急修繕工事について適正な事務処理を求めるもの

ボイラー室蒸気配管更新工事について、緊急修繕工事指示伺を令和5年4月12日に起案しているが、令和5年5月2日に請書が提出されていた。また、本工事は緊急修繕工事としているが、通常の修繕工事による実施も可能であったと見受けられる。

緊急修繕工事は、緊急を要し、現状を回復する工事であることから、迅速な対応が求められる。適正な事務処理を行われたい。

2 事務局指導事項（監査委員指摘事項に至らない軽微な事項）

（1）文書事務（1件）

①文書管理が適正でないもの

（2）調定事務（2件）

①調定の時期が適正でないもの

②歳入予算の科目が適正でないもの

（3）徴収事務（1件）

①教育センター使用料徴収事務が適正でないもの

（4）支出事務（1件）

①支出負担行為の手続が適正でないもの

（5）契約事務（6件）

①契約書及び請書に不備があるもの

②契約事務手続が適正でないもの

③必要書類の提出がされていないもの

④契約締結時期が適正でないもの

（6）物品管理事務（3件）

①備品の管理が適正でないもの

②切手の管理が適正でないもの

③公印の管理が適正でないもの

（注）事務局指導事項には複数あるものがあり、件数とは必ずしも一致しない。

監査委員指摘事項、事務局指導事項については、以上のとおりである。監査委員指摘事項について必要な措置を講じたときは、その旨通知されたい。

今後とも事務の執行等にあたっては、関係法令等を遵守し、適正な執行に努められたい。